# 令和８年度９月　所沢市農業委員会総会議事録

開催日時　　令和８年９月２５日（金）午前９時３０分～午前１０時５０分

開催場所　　所沢市役所５０２会議室

議　　案

議案第１号　　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第２号　　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第３号　　農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第４号　　農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について
議案第５号　　所沢市農業委員会の所管する事務の窓口受付時間に関する規程の制定について

出席委員

| | | |
|---|---|---|
| １番　越阪部　敦子 | ２番　越阪部 稔 | ３番　斎藤　昇 |
| ４番　池之谷　昭治 | ５番　関　隆治 | ６番　池田　仁志 |
| ７番　野村　雄二 | ８番　見澤　宏美 | ９番　粕谷　治彦 |
| １０番　北田　喜久江 | １１番　齋藤　豊 | １２番　長谷川　英昭 |
| １３番　鹿島　正之助 | １５番　肥沼　正明 | １６番　中　茂紀 |
| １７番　観山　恵理子 | | |

欠席委員　　１４番　内野　晃伸

議　長：　出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより９月の農業委員会総会を開きます。
それでは議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号３番　斎藤　昇委員、４番　池之谷　昭治委員を指名します。

## １　議案第１号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

議　長：　「議案第１号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：　「議案第１号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号１、所在地は大字下富字雪見原の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は８３０平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上１件です。

事務局からの説明は以上です。

議　長：　申請番号１について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当委員の意見をお願いします。

委　員:　申請地及び譲受人の既存の農地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号１について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号１について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号１については、許可といたします。

## ２　議案第２号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について

議　長：「議案第２号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第２号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号１、所在地は大字日比田字中丸の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は９６７平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は自動車修理工場です。農地区分については、接道に上下水道が埋設されており、半径５００メートル以内にふくはら歯科及び根本歯科がある第３種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、自動車修理工場を設置するものです。

申請番号２、所在地は大字下富字月見原の１９筆です。地目は、登記はすべて畑で、現況は畑と公衆用道路です。面積は１９筆合わせて１３，７３０平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は路線バス駐車場です。農地区分については、農地の広がりが１０ヘクタール以上の第１種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、路線バス駐車場を設置するものです。

申請番号３、所在地は大字下富字雪見原の４筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は１，０５７平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は蓄電池設備です。農地区分については、接道に水道・ガス管が埋設されており、半径５００メートル以内にはたなかクリニック及び秋草学園高等学校がある第３種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、蓄電池設備を設置するものです。

申請番号４、所在地は三ケ島一丁目の２筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は２筆合わせて８４０平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場・資材置場です。農地区分については、農地の広がりが１０ヘクタール未満の第２種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場・資材置場を設置するものです。

申請番号５、所在地は三ケ島一丁目の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は１，２１６平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は蓄電池設備です。農地区分については、農地の広がりが１０ヘクタール未満の第２種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、蓄電池設備を設置するものです。

以上５件です。

議　長：　申請番号１について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第３種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号１について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号１について、許可相当とすることに

賛成の委員の挙手を願います。
委　員：(全員挙手)
議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号１については許可相当といたします。

議　長：　申請番号２について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。
委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第１種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。
議　長：　申請番号２について、質疑、意見はありますか。
　質疑、意見がないようですので、申請番号２について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。
委　員：(全員挙手)
議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号２については許可相当といたします。

議　長：　申請番号３について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。
委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第３種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。
議　長：　申請番号３について、質疑、意見はありますか。
　質疑、意見がないようですので、申請番号３について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。
委　員：(全員挙手)
議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号３については許可相当といたします。

議　長：　申請番号４について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。
委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第２種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。
議　長：　申請番号４について、質疑、意見はありますか。
　質疑、意見がないようですので、申請番号４について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。
委　員：(全員挙手)
議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号４については許可相当といたします。

議　長：　申請番号５について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。
委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第２種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。
議　長：　申請番号５について、質疑、意見はありますか。
　質疑、意見がないようですので、申請番号５について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)
議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号５については許可相当といたします。

## ３　議案第３号　農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について

議　長：　「議案第３号　農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：　「議案第３号　農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号１、所在地は大字下新井字柿木台の２筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は２筆合わせて３３７平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、接道に上下水道が埋設されており、半径５００メートル以内にすずらん幼稚園及び所沢特別支援学校がある第３種農地と判断されます。申請事由は、申請地を叔母より借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号２、所在地は大字牛沼字中台の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は８４０平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、一時転用案件ですので割愛させていただきます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場用地として３年間使用するものです。

申請番号３、所在地は北野２丁目の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は２８３平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の広がりが１０ヘクタール未満の第２種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号４、所在地は大字荒幡字東本村の１筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は４４９平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の広がりが１０ヘクタール未満の第２種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上４件です。

議　長：　申請番号１について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第３種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号１について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号１について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号１については許可相当といたします。

議　長：　申請番号２について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　現地を確認したところ、農地一時転用に関する許可基準からみて、許可の要件

をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号２について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号２について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号２については許可相当といたします。

議　長：　申請番号３について審議します。私が地区担当ですので意見を申し上げます。

現地を確認したところ、事務局説明のとおり第２種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

申請番号３について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号３について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号３については許可相当といたします。

議　長：　申請番号４について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　現地を確認したところ、事務局説明のとおり第２種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号４について、質疑、意見はありますか。

委　員：　周りに駐車場あるが足りないのですか。

事務局：　新規医療と介護サービスを行うことになり、従業員用の駐車場として設置するものです。

議　長：　他に質疑、意見がないようですので、申請番号４について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号４については許可相当といたします。

## ４　議案第４号　農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議　長：「議案第４号　農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第４号　農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号１、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野１丁目の１筆です。現況地目は畑で、面積は８３８平方メートルです。契約期間は令和８年１２月１日から令和１１年１１月３０日までの３年間です。

申請番号２、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字中丸の３筆です。現況地目は畑で、面積は３筆合わせて３，２０６平方メートルです。契約期間は令和８年１２月１日から令和２８年１１月３０日までの２０年間です。

申請番号３、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林２丁目の１筆です。現況地目は畑で、面積は１，８８２平方メートルです。契約期間は令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日までの１年間です。

申請番号４、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林２丁目の１筆です。現況地目は畑で、面積は１，６３７平方メートルです。契約期間は令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日までの１年間です。

申請番号５、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林２丁目の１筆です。現況地目は畑で、面積は９９１平方メートルです。契約期間は令和８年１２月１日から令和１４年１１月３０日までの６年間です。

以上５件です。

事務局からの説明は以上です。

議　長：　申請番号１について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号１について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号１について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号１については、承認といたします。

議　長：　申請番号２について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なもの

と思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号２について、質疑、意見はありますか。

　質疑、意見がないようですので、申請番号２について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号２については、承認といたします。

議　長:　申請番号３及び４ですが､関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委　員：(異議なし)

議　長:　それでは、３及び４について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号３及び４について、質疑、意見はありますか。

　質疑、意見がないようですので、申請番号３及び４について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号３及び４については、承認といたします。

議　長：　申請番号５について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委　員：　申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議　長：　申請番号５について、質疑、意見はありますか。

　質疑、意見がないようですので、申請番号５について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。よって、申請番号５については、承認といたします。

　議案第４号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委　員：(異議なし)

議　長：　ご異議なしと認め、そのように決定しました。

５　議案第５号　所沢市農業委員会の所管する事務の窓口受付時間に関する規程の制定について

議　長：「議案第５号　所沢市農業委員会の所管する事務の窓口受付時間に関する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第５号　所沢市農業委員会の所管する事務の窓口受付時間に関する規程の制定について」ご説明いたします。

令和８年１０月１日より、市役所の窓口受付時間が原則として午前９時から午後４時３０分までに短縮されます。これに伴い、市長部局の例によって所沢市農業委員会の規程を改正するものです。

議　長：　これについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第５号について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委　員：(全員挙手)

議　長：　挙手総員と認めます。

６　報告事項について

議　長：　報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：　報告事項について報告いたします。

「報告事項１　農地法第３条の３第１項による所有権移転の届出について」は、７件の届出がありました。

「報告事項２　農地法第４条の規定による届出について」は、５件の届出がありました。

「報告事項３　農地法第５条の規定による所有権移転の届出について」は、１０件の届出がありました。

「報告事項４　農地法第５条の規定による許可の取消願いについて」は、１件の取消願いがありました。

「報告事項５　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、１件の証明を行いました。

以上です。

７　その他

議　長：　その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

会長職務代理者により閉会した。(午前１０時５０分)